

# 改元に伴う文書などの

## 元号表記について

問総務課 総務係 ☎ 52-5802

元号を改める政令が公布され、本年5月1日の施行により、『平成』から『令和』に改元されます。  
本町で作成する文書などの日付は、原則として和暦を使用するため、元号の表記は、原則として次のように取り扱います。

### ◇令和元年5月1日 元号改正

月	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	～	11	12	1	2	3	4	5	6	
年	平成 30 年				平成 31 年				令和元年				令和 2 年							
年度	平成 30 年度								令和元年度								令和 2 年度			

### ◇新元号の使用など

改元期日である5月1日以降の文書などに使用する元号は『令和元年』とし、原則、改元日以降は、当年度全体(本年4月1日～来年3月末日)を通じて『令和元年度』とします。

『平成31年』は『令和元年』、『平成32年』は『令和2年』と、また、『平成31年度』は『令和元年度』と読み替えるようお願いします。  
※書類の書き換えや再交付は行いません。

### ◇旧元号による表記の効力および取り扱い

国民健康保険証や納税通知書、契約書、許可書、証明書などの文書で、有効(納税)期限などを平成31年5月1日以降の日付で表記しているものについては、改元後においてもその法律上の効果が変わることはありません。

### ◇町に提出していただく届出書など

すでに配付済みの届出書、申請書などの文書で、『平成』や『H』と表記しているものは、二重線で消した上で、上側(縦書きの場合、右側)などわかりやすい位置に『令和』または『R』と記載するなどして使用するようお願いします。  
※訂正印は不要です。

## 人口と世帯

(4月1日現在)



… 人口 …

15,271 人

(増減 - 62 人)

… 男 …

7,285 人

… 女 …

7,986 人

… 世帯 …

7,013 世帯

## 休日・夜間納税(相談)窓口

### 5月・6月

滞納が続くと、納期から本税(料)納付までの経過日数に応じて延滞金が加算されます。督促手数料や延滞金を含めて完納とならない場合、滞納処分を受けることになります。

やむを得ず納期限までに納付できない事情のある人などの納付に関する相談もお受けします。

### 今月の納期

◇固定資産税・都市計画税 (1期)

◇軽自動車税 (全期)

### ■休日昼間納税(相談)窓口(8:30～17:00)

5月26日(日) 6月30日(日)

### ■平日夜間納税(相談)窓口(~20:00)

5月31日(金) 6月28日(金)

◇納付場所 町役場1階 税務課窓口

◇対象および内容の問合せ先

町県民税・固定資産税・軽自動車税  
……………税務課 ☎ 52-5804

国民健康保険税  
後期高齢者医療保険料・介護保険料  
……………健康保険課 ☎ 52-5809

保育料および児童クラブ保育料  
……………町民福祉課 ☎ 52-5810

町営住宅使用料および駐車場使用料  
……………建設課 ☎ 52-5807

下水道受益者負担金  
……………建設課 ☎ 52-5817